

規制シート(様式)

(別紙1)

200195701610001

平成27年7月16日

規制の名称	海域における保全施策、特別地域等における動植物の放出に関する規制	所管府省	環境省
根拠法令等	自然公園法(昭和32年法律第161号)	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	自然環境局国立公園課長 岡本光之
規制目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、海域公園地区制度の創設、特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等の措置を講じたもの。		
規制内容の概要	①特別地域及び特別保護地区における動植物の放出等を、許可を要する行為に追加 ②海域公園地区内における動力船の使用等を、許可を要する行為に追加 ③海域内に立入りを制限するための利用調整地区を指定 ④公園事業に関する原状回復命令違反等に対する罰則の新設 ⑤環境大臣等による確認又は認定を受けて、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施する仕組みの創設	関連する予算	国立・国定公園の海域適正管理強化事業 (平成27年度予算額 113,119千円)
規制の最近の改廃経緯	上記規制を設ける。(平成21年法改正)	関連する政策評価結果	平成21年度から目標5-2自然環境の保全再生として政策評価を実施 (http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25jigo/5-2.pdf)
規制を維持、改革又は新設する理由	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る上で必要な規制であり、法律改正後、規制による特段の問題は生じていないため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成21年第47号)附則第9条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入 る理由</p>	<p>—</p>